平成２３年（フ）第２１７号
和歌山市嘉家作丁38番地　レオパレスＶＩＣＴＯＲＹ101号
債務者　古宮　一美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２２８号
和歌山市六十谷1336番地の66
債務者　森タイルこと　森　　真次
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２３０号
和歌山市塩屋３－６－１　医療法人宮本病院、住民票上の住所和歌山市有本278番地岡本住宅３号
債務者　山﨑　政次
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２３３号
和歌山市有本455番地の１　ロイヤルコーポ有本Ｂ号棟Ｑ号室
債務者　中井　直也
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２３８号
和歌山市吉礼537番地の２　菖蒲ヶ丘団地Ａ11棟３階480
債務者　山﨑　俊宏
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３２号
福岡県京都郡苅田町大字尾倉3066番地３　旭荘206号
債務者　吉村　久美（旧姓友添）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
神戸市灘区六甲山町北六甲4512番地の1092、従前の住所神戸市東灘区向洋町中１丁目10番地
債務者　鈴木　重昭
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９１号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番169―405号、従前の住所神戸市垂水区名谷町字室山1400番地の192　ルイシャトレ垂水弐番館504号
債務者　鳥居　瑞生
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６号
神奈川県横須賀市衣笠栄町２丁目15番地３クリエイト衣笠205
債務者　山田　健登
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９２号
神奈川県横須賀市池上７丁目13番１―613号
債務者　松崎　京子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９７号
神奈川県横須賀市三春町４丁目26番地
債務者　岡　　哉子（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１０１号
神奈川県横須賀市浦賀丘１丁目１番１号
債務者　小杉　靖子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１０２号
神奈川県横須賀市舟倉１丁目32番１―614号
債務者　折原　恵子
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１００号
松江市西津田４丁目７番29号　アメニティ西津田Ｂ102号室
債務者　森川　マミ
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０１号
松江市八雲町西岩坂214番地
債務者　石倉　玉恵
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７２号
青森県八戸市長苗代２丁目７番27号　下村住宅１号、前住所青森県八戸市大字中居林字雷10番地３
債務者　曽我　尚子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１５３号
大分市大手町３丁目３番24号　カギオノハイツ207
債務者　御池　辰男
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係